

『営業所専任技術者』の現場技術者との兼任について（お知らせ）

A. 公共工事における現場技術者の専任について

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が**4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）**以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために工事現場ごとに**専任**の技術者を置かなければなりません。（建設業法第26条第3項）

「**専任**」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。（監理技術者制度運用マニュアル 三）

B. 営業所専任技術者の職務について

「**営業所専任技術者**」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

つまり、「**営業所専任技術者**」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

C. 営業所専任技術者が現場技術者を兼任できる条件について

しかしながら、**例外的に**、上記A以外の工事（工事一件の請負金額が**4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）**未満）であって、下記の**全ての要件を満たした場合**は、現場の技術者を兼務することができます。

- ① 当該営業所で契約締結した建設工事で、
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、
- ③ 当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合

※ 本市においては、**携帯電話等により常時連絡が取れる市内全域**の工事現場とします。

（監理技術者制度運用マニュアル ニー二（5））